平成２１年（フ）第７５７４号
東京都世田谷区上野毛２丁目26―16―306
破産者　東　伸一郎
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５７５号
東京都世田谷区上野毛２丁目26―16―306
破産者　東　くみ子
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５８４号
東京都世田谷区玉川２丁目７番11号
破産者　有限会社桜屋食品
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５８５号
東京都世田谷区玉川２丁目７―11
破産者　伊藤　　光
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６３３号
東京都千代田区九段北１丁目４番３号
破産者　ニューパーソネルスタイル株式会社
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６４７号
東京都北区志茂２丁目35番15号
破産者　有限会社ヌビア
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６４８号
埼玉県さいたま市緑区原山３丁目14―13―104
破産者　木村　啓子（旧姓渡邉）
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６６６号
高知県高知市帯屋町２丁目１番25号新生ビル２Ｆ北
破産者　株式会社うーるー
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６７９号
東京都多摩市一ノ宮４丁目１番地31
破産者　株式会社ＦＰ
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６８０号
東京都多摩市落合３丁目２―10―202
破産者　内田　　恵
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７０９号
東京都台東区浅草橋１丁目34番７号
破産者　株式会社セントライト
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７１８号
埼玉県越谷市川柳町３丁目73番地１
破産者　ＩＳトレーディング有限会社
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７１９号
埼玉県吉川市栄町755―１
破産者　イラジ　セイフリー
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７８８号
東京都渋谷区桜丘町２番３号
破産者　株式会社ホライゾン
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７８９号
東京都狛江市東和泉１丁目29―20―401
破産者　深井　聰夫
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８２２号
神奈川県足柄上郡中井町北田529番地３
破産者　株式会社曽我工務店
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８２３号
東京都北区神谷１丁目９―４―903、開始決定時の住所東京都渋谷区代々木２丁目23―１―212
破産者　曽我　　隆
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８２４号
東京都新宿区高田馬場１丁目27―３―704、開始決定時の住所東京都渋谷区代々木２丁目23―１―212
破産者　曽我　美香
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８４４号
神奈川県横浜市都筑区牛久保２―22―10―102
破産者　株式会社フォーサイト
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８４５号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野南２丁目１―10―105
破産者　中川　　聡
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８７３号
東京都足立区一ツ家３丁目26―11
破産者　野尻　　求
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７９８４号
福島県二本松市若宮２丁目154番地１
破産者　小尾建設株式会社
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７９８５号
福島県二本松市若宮２丁目67―１―201
破産者　小尾　文男
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部